

決算審査特別委員会

平成20年9月10日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

辻 善 次

副 委 員 長

里 川 宜志子

出 席 委 員

宮 崎 和 彦

小 林 誠

吉 野 俊 明

西 谷 剛 周

理 事 者 出 席

町 長	小 城 利 重	副 町 長	芳 村 是
教 育 長	栗 本 裕 美	総 務 部 長	池 田 善 紀
総 務 課 長	佐 藤 滋 生	総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬
企画財政課長	西 卷 昭 男	税 務 課 長	山 崎 善 之
住民生活部長	西 本 喜 一	福 祉 課 長	西 川 肇
国保医療課長	植 村 俊 彦	環 境 対 策 課 長	乾 善 亮
住 民 課 長	清 水 昭 雄	健 康 対 策 課 長	寺 田 良 信
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都市整備課長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教委総務課長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 係 長	大 野 彰 彦
上下水道部長	谷 口 裕 司	会 計 管 理 者	浦 口 隆
会 計 室 長	清 水 孝 悦	代 表 監 査 委 員	辰 巳 忠 次
監 査 委 員	中 西 和 夫	監 査 委 員 書 記	山 崎 篤

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前 9時00分 開会)

○辻委員長 おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして、国民健康保険事業特別会計に対する質疑をお受けいたします。

まず、質疑を受けるまでに、お手元に配付させていただいています農家組合の認定農家数についてと、それときのいろいろな訂正ありました訂正分の差しかえということで、配付させていただいております。

それと、企画財政課の方より要援護者の交付税措置について、答弁を求めます。

面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 昨日、里川委員の方から御質問がございました要保護、準要保護の生徒・児童にかかります交付税措置の件についてでございますが、国の三位一体の改革に伴いまして、平成17年度から準要保護にかかります国庫補助金が一般財源化されております。その影響額分が交付税の方に措置されており、平成19年度におきましては、小学校費で379万1,000円、379万1,000円、中学校費で258万7,000円、258万7,000円が本町の基準財政需要額に措置されているところでございます。

以上でございます。

○辻委員長 農家組合別認定者数に対する質疑はよろしいですか。

それでは、国民健康保険特別会計の質疑に入ります。

意見ございませんか。

里川委員。

○里川委員 何点か気にかかる点について、お尋ねをしていきたいと思っております。

19年度においては、税率改定を行われた。累積する赤字を少しでも解消できるようにということで値上げをして、それに対して私は反対した経過はございますが、ところが、結局値上げしたけどやっぱり赤字はふえているという、値上げしても赤字はふえるという、この構造ですね、これについて、やはりどう見たらいいのか、町はどんなふうを考えておられるのかということ。

それと、介護納付金がいつもよりは、前年度よりも減になっていますので、純粋な持ち出し、保険税の方、一般の医療分からの持ち出しとなるのか、その分というのは、例年よりは少し低くなっているように思ったりもするんですけども、その辺についてご

説明の方、いただいております。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 平成19年度には、国保税で医療で約12%、介護分で20%の引き上げを行わせていただきました。これに基づいて条例改正及び19年度の予算を作成させていただいたわけですが、その際にも申し上げたかとは思いますが、収納率が100%に達しましても、19年度については、赤字が見込まれるということでございます。これは、その保険給付に対しまして、完全に保険税で賄っていくというふうにするれば、非常に値上げする部分が、値上げする額が多くなるというところで、被保険者の負担のことも考える中で、国民健康保険運営協議会の中で、まずは12%から20%ぐらいの引き上げが妥当ではないかという答申をいただいたものであります。

その際に、意見もいただいております。運協としては、それで赤字を生む税率を認めるということではなく、町に対しましては、引き続き赤字解消のために、まずは定期的な税率改正、赤字解消のために給付を見る中で、適正な税率改正に努めていくこと、あるいは、それ以外には滞納の整理、健診等にかかります健康増進による医療費の適正化、さらには、一般会計の繰り出し等々の御意見もいただいたわけでございます。

そういった中で、今年度引き上げさせていただきましたおよそ8,400万円ぐらいの増収を図らせていただいて、少しでも累積赤字を積んでいく金額を減らさせていただいたというのが現状でございます。

次に、介護納付金ですが、今年度は補正予算でも介護納付金の部分については、減額させていただいたんですが、平成19年度で介護納付金の純粋な赤字と言いますのは、2,165万2,539円でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 やっぱり介護納付金も1,600万から減少したにもかかわらず、まだ既に2,165万やっぱり純粋には納付金、集めている納付金を超えるような状況の中で、やっぱりまだまだ大変な状況にあるなど。これ、構造的に国民健康保険というのは、非常に無理があるというふうに思っているんですが、そんな中でこれ見させていただきますと、321ページには、被保険者の異動状況ということで書いていただいておりますけれども、これ、やっぱりふえてきていまして、国保の加入世帯割合いうたらもう50%を超えていると。まさしく入るところがない方が、受け皿的に入っておられるような状況が多分にあるという中で、我々としても気をつけて、そういう状況であることを見なが

ら、やっぱり税率がどうなのかということを見ていかなあかんと思って見ているわけなんですね。

それでちょっとお聞かせいただきたいのが、323ページには、収入、現年度課税分の状況とか滞納繰越分の状況ということで、こうやって書いていただいています。ここに収納率で上がっている数字というのは、これ、あくまでも金額での収納率だろうと思うんです。パーセンテージがすごく一定ではなく、変動していますので、すべてのところで変動しておりますので、金額による収納率というふうに見ておられるのかなというふうには思うんですが、実際私たちとしては、こういうふうに見ておられるところがある、一体どういう世帯がどれぐらいあるのかなということが問題やというふうに考えています。ですから、もしわかるのであれば、滞納が起こっている、収納できていないような状況の中での世帯数っていうんですか、世帯数や、人数というよりも世帯数ですね、世帯数。そして、またどれぐらいの金額のところ、やっぱり多く滞納が起こっているかという分析ぐらいはしていただいているのかなと思いますので、それをお尋ねしておきたいなと思います。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 施策の成果の収納率につきましては、委員おっしゃいますように、金額ベースで計算をしているものでございます。19年度の資料を持ち合わせているわけじゃありませんが、以前にも里川委員の方からは、滞納者の世帯の所得段階などの資料も提出をさせていただいたと思いますけれども、基本的には滞納者の所得の世帯、世帯の所得別については、滞納率というところで、例えば所得の低い方の滞納率が多いとか、高い人の滞納率が多いとかいうような傾向は見れなかったと思います。

ただ、ご承知のように国民健康保険は、安定した収入が、例えばほかの健康保険のように安定した収入がない世帯が多いということがございます。そういう意味では、およそ100万から150万、世帯の所得が100万から150万を切るという方が半数ぐらい、半数をもしかしたら越えているぐらいと、がおられたかと思います。

今回、決算の資料の中にも、滞納者の滞納金額別の内訳というのをい出してはいただいております。初日に配らせていただいた分ですけれども、その中でも、やはりこれはのべ世帯ですけれども、30万円未満の滞納が79%、多いということにつきましては、この分については、やはりその世帯の数としては、低所得世帯が多いということを反映して、こういう結果が出ているのではないかなというふうに思っているところでござい

ます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 それと、以前にも商工業者の民主団体なんかが、減免に対する要望を斑鳩町の方へも出されたこともあるんですが、その後、私もずっと見てきて、やっぱりいろいろなところの条例とか見る中で思ったんですけどね、課税する仕方が国保きついですもんね。私なんかも課税されているのを見ますと、所得税や町民税というのは、給与所得から控除されるものがいっぱいあるわけです。国民年金だとか、それと議員共済の共済の掛金だとか、そういったものを全部控除されて医療費とか、そういうものを全部控除された後に、残った金額に対しての税ということになるんです。

でも、国保は、それらの控除は全くされずに、基礎控除の33万だけやった金額で、所得割掛けてくるわけですよ。ですから、私なんかも国保の所得基準額いうたら、もうえらい大きい金額になっていて、そして所得税や住民税とやっぱり80万以上差がついている、80万から90万ぐらい差がついてしまっているんですね、そこで課税の基準の額そのものが。

ですから、国保ってきついなと思っているんです。きついからこそ、そうした減免規定をお持ちの市町村見ますと、母子家庭さんであったり、障害者の方がいらっしやったり、本来なら障害者控除とか受けれるものが、寡婦控除とか受けれるものが受けれないまま、単に所得だけ見て、所得基準額が設定されているということの中で、後からそういうものを考えましょうというようなことで、やってこられているというふうに私は理解しているんですが、そういう担当もそれらちょっと研究していただいていると思いますが、今、私が申し上げたことで間違いございませんか。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 里川委員がおっしゃいますように、国民健康保険はその制度上、まずは本町の所得割を捉まえるときの所得の算定の仕方については、総所得から基礎控除引くだけということですから、社会保険料控除なり医療控除を引くということとはございません。その意味では、住民税では非課税の世帯であっても、国民健康保険は税がかかってくるということになります。

また、御存じのように、1人当たりの均等割額、それから1世帯当たりの平等割額という固定の税額もございます。低所得世帯の場合には、それは軽減措置も講じるわけですが、全く非課税になるという制度ではございません。そういう意味では、住民税に対

しまして、被保険者の方の負担感があるということはあると思います。

ただ、ご承知のように、国民健康保険にかかわらず、社会保険の保険料と言いますのは、その所得とか負担能力に応じて課されるものでありますけれども、その保険税の総額というものが、いわゆる医療給付にかかります支払いに必要な額に見合うものでなければいけない。つまり、支出をする額があって、それに見合う額を被保険者全体で集めさせていただくという性格のものでもありますので、その意味でも、他の税とは趣旨が異なるのかなというふうには思っているところでございます。

それから、減免につきましては、そういう市民団体の方からも要望は以前受けていたことはございます。ただ、一般質問でもお答えをさせていただいたかと思っておりますけれども、減免をした場合には、その減免をした分の財源というのは、他の被保険者が負うというのが原則となっております。そのことも含め、また他市町村の動向も含め、町長も申しましたように、私どもの方で研究調査を進めてまいりたいと考えております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 課長おっしゃるのは、型どおりの答弁だとは思いますが。減免については、法令上の特別な事情とは、災害というようなことが言われておりますけれども、けれどもあえてこうでなければならないというような条文もないと、私は解釈しています。給付に見合うということですけど、さっきから言うように、定年退職されて、高齢になられて働かなくなった方たちが入ってこられて、そして、また年とともにやっぱり疾病にかかる割合も高くなっている。ですから、嫌でも世代から考えましても、給付をしなければならぬ方というのが多くなる、割合が高い保険になるんじゃないか。それも含めて、さっき言いましたように受け皿的な、受け皿としてやっぱり今非常に昔は商工業者や農業者の保険だったかもわかりませんが、今となつては、本当に受け皿というような形の保険であるというふうに私は思っていますので、やっぱりこれは財政的な、構造的な問題を抱えた健康保険であるということをおっしゃるを得ないのかなというふうには思っているわけなんです。

それとともに、成果報告書の324ページにあります不納欠損をしていただいている、この処分、54件していただいているんですけども、国保の場合の不納欠損処理といったら、一体どういうケースが起こっているのかという、主なものですね、ケースの、主なものについて、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 国民健康保険税の不納欠損の主な理由でございますが、滞納処分の執行停止を行ってから3年間経過した分ですとか、被保険者が死亡したことにより、課税ができなくなった分。あるいは、財産調査、所得の調査などを行った結果、負担する能力がないと認められた方。さらに、いわゆる地方税法に定められる時効により、課税金が消滅した場合というものが主なものでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 ところで、斑鳩町で最も多いケースは、どのケースでしょうか。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 最も多いというのは、金額ということでしょうか。

○里川委員 はい。

○植村国保医療課長 平成19年度で不納欠損させていただいた54件の中で、1人当たりの最も金額が多かった方は、206万8,500円でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 それと、給付、税の改定を行って、増税となっているんですけど、給付もこの19年度見てましたら、いろいろなところで給付増となっていますけれども、この給付増の傾向ですね、どういうふうな状況が見られるのかというのが非常に気にかかる場所なんです。また20年度からは、後期高齢者医療制度もスタートしているわけなんですけれども、19年度については、そういう状況ではないので、高齢者の方たちもいらっしゃいますが、やはり予防、予防言うて、介護保険でも力入れてやっている割には、まだまだこの給付が増になっているというふうに見なければならぬのか、施策がうまくやっぱり生きてないのか、というようにも見ておかなければならぬかなと思うんですけど、この給付の傾向をつかんでおられたら教えていただきたいと思えます。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 療養諸費全体で言いますと、約11%、18年度に比べ引き上がっています。現象面の中で一つ特徴的なのは、327ページの2目の退職被保険者療養給付費というものでございます。これが18年度の給付額が6億2,800万余りだったのが、一挙に7億3,100万円に上がっておるということです。

団塊の世代が退職期を迎えまして、この退職被保険者が、一般の被保険者の増加に比べ退職被保険者の増加が多かったと。これは大体傾向としては、18年度の途中あたり

から見え始めていたんですが、19年度で一挙にこういう形であらわれたということです。

この部分についてだけ言いますと、前年比で16.3%引き上がっているということで、退職被保険者の増加というのが、一つこの保険給付を一挙に引き上げた一つの原因かなというふうに思っています。

疾病別で言いますと、やはり生活習慣病、高血圧、糖尿病等、循環器系の疾患が多いのと、それから入院に関しましては、悪性新生物いわゆるがんが多いということは、いつもと変わってはおられません。相変わらずでございます。ですから、これは平成20年度になりますけれども、基本健康診査だけでは、全国的にも結果がなかなか見られないということで、保険者に特定健診を義務づけられたという一つの原因にもなっているのかなというふうに思っております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 ああ、なるほどと、今お聞きして思ったわけなんですけど、その予防とか、そういう意味も含めまして、成果報告書の336ページにあります人間ドックの検診の助成をやっていただいています。これも私たちも要求をして、実現をしてきて、町もこれをしていただいているわけなんですけれども、これについては、受ける方からいろいろな意見聞きます。「何か受けれる人は毎年受けてはるのに、私らなかなか受けられへん」というようなこともあって、これ、受付の仕方とかもいろいろ研究をしていただいていると思うんですけども、今現在はどんなふうに受付をしていただいているのかなと思うんですけども。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 この人間ドックにつきましては、原則定員50名ということで申し込みをさせていただいております。19年度につきましては、申し込みを先着順でやっておったんですけども、申し込み人数が多く、受付開始時には、その定員をオーバーされたということがございまして、いろいろと委員の皆様からも御意見をいただいたかと思います。

平成20年度につきましては、先ほど里川委員おっしゃいましたように、同じ人が何回も受けるというようなことの御意見も聞いてはおりましたので、あらかじめ申し込みを受付させていただいたのち、抽選で50名を選ばせていただいたということがございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 これはその前段の経過もありまして、えらいもう4月当初に受付しはるもの
ですから、自治会によって広報の届く時期が違いで、知ったときには遅かったみたいな
話もあって、申し込みをする日にちなんかをずらしてくれはったりとか、いろいろこち
らから要望したら、そういうふうにいるいろいろ考えながらやっていただいているとは思
うんですが、ただ、やっぱり何人かから「あの人2年続けて受けてはんねん」、「3年続
けて受けてはんねんけど、私受けられへんかった」みたいな話を聞くと、やっぱりマン
モグラフィーの検診のような形で、マンモグラフィーでは2年に1回の検診となります
というような形で今やっていただいているんですが、より多くの方に自分の体の管理をして
いただく、そしてより多くの方にこうやって町がやっている施策を受けていただけると
いうことについては、やはりもう少しそういう町民さんの声を聞いて、工夫をしていっ
ていただけたらというふうに思っております。それは要望として申し上げておきたいと
思います。

○辻委員長 ほかに。

西谷委員。

○西谷委員 ちょっと医療費の中で、例えば一般保険者、あるいは退職被保険者、一般被
保険者のその療養給付とか、あるいは高額医療についても一般被保険者、退職者の被保
険者、すべてが18年度に比べて伸びているという、こういう状況の中で、実際すべて
の項目でふえるというのは、先ほど突出した分については、団塊の世代のっていうこと
聞きましたけれども、すべてがふえているというのは、どういう原因かということをも
町が分析されているのかどうかということと、それと斑鳩町のこの国保の住民1人当
たりの医療費というのは、県下と比べて相当まだ低い位置にあるのか、それとも相当
高い位置にあるのか、その辺のところはどうなのかということをもまずちょっと聞か
せていただけますか。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 全体的に医療費が上がっているというところについては、その受診
動向とか、あるいは疾病状況がどうかというところまでの分析は、まだできてはおり
ません。ただ、1人当たりの医療費で言いますと、年額ですけれども、一般被保険者で
平成19年度は、およそ23万9,000円でございます。これを歴年と比べますと、平
成18年度と平成17年度がおよそ21万9,000円、それから平成16年度が21

万7,000円でした。それから見ますと、平成19年度でおよそ1人当たり2万円医療費がふえているということになります。

同様に、退職者医療につきましても、平成19年度では39万9,000円、これが平成18年度であれば36万9,000円、平成17年度で37万4,000円でしたので、これもおよそ2万5,000円から3万円ぐらい、1人当たり上がっておるという状況です。

ですから、総額として上がっているというよりも、1人当たりが上がっているということがございます。ということは、その1人にかかる医療の内容が濃くなっているというのが一つ原因かなと。と言いますのは、平成18年度に診療報酬が改定されておまして、診療報酬がやや引き下がっているんです。ですから、本来医療の内容が変わらなければ、医療費というのは下がるはずだったのが、これは今回上がっているということは、やはり1人当たりにかかる医療の中身が濃くなっている。それは、例えば、日本全体が高齢化になってという、1人当たりの症状が重症化しているのか、あるいは、使われる薬とか、受けていただく医療が先進になって、診療報酬が安くなったとかそれに関係なく、もっと高度な医療を受けておられるのか、というところについては、ちょっとこの医療費の中からはなかなか分析できませんので、それは想像としてはそういうふうに言えるのではないかというふうに思っています。

それから、斑鳩町の医療費が奈良県、全国と比べるとどうかというところでは、必ずしも比較する場合には、高齢者の比率とかいろいろとありますので、厚生労働省がそういう高齢者の比率等を補正して、地域差指数というのを出しているんですけども、斑鳩町の場合は、全国を1とした場合には、0.962と、これちょっと古いデータなんですけど、平成17年度で0.962、奈良県が全国を1とした場合、0.967ということですので、全国平均よりはやや低い、奈良県平均とほぼ同等というような感じでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 今聞いて、非常に僕もちょっと疑問に思ったの、診療報酬が下がっているのにまだ上がっているというのは、この辺で、例えば診療報酬が下がった分を余計に、例えば言い方悪いですけど、薬が出たとか、何かそういうほかに分析をちょっとしてほしい、通常で考えて、何でこない上がるんだろうみたいな、非常に不思議な部分がありますので、もうちょっと内容を精査してほしいなというふうに思います。

確かに、制度上からして、年のいった、あるいは病気にかかりやすい人が入ってはるわけやから、当然こういうのはしゃあないと思うんですが、ただ、その中でできるだけ医療費を削減するような方法として、通常一般的に長野県なんか全国でも医療費が非常に低いということ言われているそういう県があると思うんですが、そういうとこと比べて、実際奈良県自身が全国の中で、先ほどの中でも9.6ということ言われましたけど、相当まだ国保税払う人間からとったら、毎年毎年保険税上がる中では、相当負担な中で、もうちょっと何とか予防医療によって、その発生を防げるような方法はないのかなとかいうふうなことを考えているんですが、そういうの考えると、まず斑鳩町の疾病の実態と原因みたいなもの、その辺のところもっと細こう分析して、通常的生活習慣病の方がほとんど多いのかとか、その辺のところ、斑鳩町の高齢者の発生疾病に対する病名と、多分こういうのが原因ちゃうのかなとか、その辺のところを分析したようなとか、あるいは研究したようなそういうデータというのはいないですかね。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 国民健康保険の医療費からの分析ですと、毎年5月診療につきまして、奈良県の国民健康保険団体連合会が医療費分析をしてくれております。それらのデータから見ますと、平成18年度のデータで見ますと、疾患別、疾病別に分類した場合、高血圧とか糖尿病、それから心臓疾患、脳血管などの、いわゆる循環器系疾患の占める割合が18.6%。その18.6%のうち、高血圧の割合が64.5%という結果が出ております。18年度の医療費全体を見ますと、約20億ぐらい出ているんです、医療費ですね、保険給付ではなくて、お医者さんに実際に支払われる額が、約20億円あるんですが、そのうち3億6,000万円ぐらいが、そういう生活習慣病にかかる医療費になるのではないかとこのところまでの分析はあります。そういうような結果があります。これは斑鳩町が特殊な事情ではなくて、全国的な事由と、理由ということから、ちょっと先ほども申し上げましたように、この平成20年度からは、基本健康診査というのがなくなりまして、各健康保険がその健康保険の責任で検診をやっていこうと。健康診査をやっていこうと。さらに、その健康診査でメタボリックシンドロームであるとか、その予備軍に該当する方については、保健師が積極的に保健指導を行って行って、将来的にこの割合を減らしていくことで、医療費を減らしていこうという運動が、やり方がこの4月から始まっているということでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 私も疾病の中で、高血圧が非常に高い数字を示しているということの中では、私は奈良県でこういうデータが出ている中で、斑鳩町も同じようにそれに関連して、そういう非常に細かいデータを分析して、実際にその福社会館ができてやる中では、斑鳩町の疾病の状況、あるいはこういうのはこういう傾向にありますと。そのために、国保医療としては、これぐらいかかっています。そやから、これを下げるためには、やっぱり事前の生活習慣を直すことによって、こういう、例えば高血圧が下げることができますとか、メタボは多少、今やかましい言うてますけど、メタボそのものが非常に学説によっては、かなりそんなやかまし言うほどのことではないのではないかなとか、ほとんど反対の意見もあることは事実なんですけど、その中でもう少し住民に今の病気の、斑鳩町民の健康状態と医療費の額、それとせっかくできた福社会館の中で、それを軽減するために、町としてはそういう生活習慣病の解決のために、こういう講座をやります、あるいはこういう食事とか味つけとか、そういう対策の部分をもっと具体的に私はPRすべきかなと。そのためには、今現状の斑鳩町が置かれている疾病の状況を、もう少し細かくやっぱり分析すべき違うかなというふうに思いますので、その辺はどうでしょうか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 今、西谷委員おっしゃっていただくように、これはもう以前から国民健康保険の赤字対策と医療費のかさみということで、いろいろと創意と工夫を凝らしながら、保健センターとリンクをしてまいりました。住民にはそういうことで、基本健康診断についても、各出先の公民館とか、あるいはまたそういう関係等について憩の家とか、そういうところで血圧をはかったり、あるいはそういう手をやってまいりましたし、確におっしゃっていただくように、もう今新しくできた福社会館にも結局そういう目的を持ちながらやっぱりやってきているわけです。ただ、やっぱり悲しいかな、国民健康保険というのは、やっぱり医療の関係等について、非常にこういう赤字を生んだ原因というのは、それはもう御存じのように、やっぱり国の方の対策等がおくれておると。毎年これは問題になるのは、やっぱりどこの政党に対しても、国民健康に対するそういうことを考えないというのか、もうほとんど避けて通っているという現状から私は来ていると思うんです。そして、今新しくそういう健康特定健診ということで、メタボの関係とかやって60%せよと、基本健康診査でも県下でも大体20%、20何%ぐらいの基本健康診査してたんです。そのことが60%ということは、よっぽどこれ努力をしなきゃいけないということでもございますし、今おっしゃるようにメタボがいいのか悪いのかと

いうことも、これおっしゃるようないろいろなことがあるんです。日本の国ではそれ一つ決めたかって、いや、そんなもん腹出とったかってそんなん別に健康やったら大丈夫やということもありますし、そういうこともいろいろとありますけれども、やっぱり一定の医者の見解では、やっぱり腹の周りが何メートルというのか、80か90か知りませんが、そういう点で、やっぱり決めておられますから、そういったことも守っていくということによってできます。

私はやっぱり今福祉会館が9月からオープンされておりますけれども、あの姿を見てたらやっぱり非常に皆さん方が参加をしていこうという姿勢にはなっておられるし、またこの広報とか、あるいはそういう点については、住民の徹底というのか、そういう点については、皆さん方がやっぱりあなたどこいくのと言ったら、きょう保健センター行きますとか、あるいはこういうことで行きますということで、6日の姿を見ても朝からかなりの方々が来られて、1時からの講演会についても、こんな講演会をしていただいて、非常に感動したということで役場へ来てましたけれども、その中には、この社会福祉会館、社会福祉協議会が閉まっているとか、だれもおらんやないとか、そういうことも書いておりましたし、その中には、やっぱり関係する町会議員の方々、顔も見なかったとか、いろいろそういう意見もございました。やっぱりそういう点について、私はやっぱりそういうところへ出向いて行って、どういうことであるのかということ私をやっぱりこれからそういう点で皆で考えていかなかったら、ただやっぱり広報でやっている、あるいはそういうことでなしに、皆がやっぱり聞かれたら、そういうことはこうですよ、こうやってやっていますよ、町は一生懸命保健センターも、あるいは福祉協議会もやっていますよってということで、協力をしていくことによって、ちょっとでもやっぱり医療費というのか、そういうものを下げていくということにつながっていくのではないかな。

確かに、この医療制度というのは、もう私はやっぱり限界に来ているのではないかなということで、そういう点をやっぱりこれからも、今この後期高齢者の関係等についても、いろいろと議論が出るように、もっとやっぱり決まってからいろいろなことを文句を申し上げるのだったら、やっぱりもっと真剣に考えていかなかったら、今はもう無責任と、私はやっぱりひどいのは、後期高齢者のやつを今度また老健に戻すとか、あるいはまた自民党、あるいは公明党さん、あるいは低所得者の80万の年金の関係は、9割にまたしていくとかいうことになってますけれども、それをもっと何でそういうことをしなかったかということをお我々市町村がこれ一番大変なんです。市町村がこれやっぱり

財源がない中で、一生懸命やっている中で、この国保の関係でもこれ、6億何ぼってこれ、池田部長もいろいろと財政上1億ぐらいの一般財源から出していかないけないという事で、国がもう決めていくんですよ。国は、総務省は結局その一般会計だけじゃないしに、連結ベースで、企業会計に全部これを足しても赤字関係で、赤字が何ぼあるという事で、これが御所市みたいに、ああいう状況を生み出してくるようなことをやっばりさすわけですから、よっぼどやっばり国民健康保険これ、繰り上げ充用やって6億何ぼって言うところでも、やっばり減らしていくことを我々考えていかなかったら、これやっばりどうしても大変ですから、西谷議員おっしゃるように、やっばりできるだけ皆が力合わせて斑鳩町の医療関係等について、できるだけ住民に宣伝をしながら、人間ドックも、あるいはそういうところもいろいろとありますから、そういう点について御協力をお願いいたします。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 町長の言われるように、国の姿勢というのは、当然問われてくる問題だと思うんですが、ただ私がここで言いたいのは、実際に建物が建つ中で、これまでは保健センターでそういうことをそれはされましたけど、結果としては、保健センターでいろいろなことを今までやってこられたことを、これからも引き続きやっても、数字から見る限りは、成果が出てないということですから、やはり建物が建って終わりや、また要は建物が変わって今までと同じような保健センターでやっているような事業じゃなくて、やはり成果が出えへんかった分についてはもう一遍洗い直して、やっばり成果が出るようなソフトのあこを使った講座、あるいは講演、それをもっと身近に各地域へ出向いて、そういうことを実践するような、そういうソフトが今求められているのちゃうかな。そやないと、単に一律で建物ができて、そこへ人が集まった、人がたくさん集まってくればったから成果があるんじゃないで、あの建物ができて、あこで行政側、あるいは住民の方と一緒に協働することによって、結果として医療費の削減とか、住民が健康に関心を持ってもらって、結果として医療費が減っていくというような、そこまでソフト面で考えていくような形をぜひこういう機会にさせていただきたいなということを要望いたしまして終わります。

○辻委員長 ほかに。

吉野委員。

○吉野委員 先日は、山添村というところへ行って、個人研修みたいに行ってまいりまし

て、そこに診療所に私の知り合いの先生がおりまして、その先生は、医療界というか、そういう地域の診療については、指折りの中に入る人だったもんですから、いろいろと研究してまいりました。山添村は、人口は斑鳩町と比べますと3分の1ぐらいなんですけれども、それから、高齢化率も斑鳩町よりぐっと上がっているんですけれども、医療費は、今統計から見れば奈良県下でも一番低い方になっていると。この原因は何なのかなと私後でゆっくり考えましたところが、個人の認識を非常に重視している医療をやっていると。個人の認識というのは、普通ちょっとぐあい悪いとすぐ医者へ行くというような風潮がこのごろどんどん高まってきているんじゃないかなと私は思います。どうせ高い保険料払っているんだから、診てもらった方が特だと、こういう風潮が広がっているだろうと。私もある医療機関行きますと、あの検査もやります、CTもやります、MRもやりましょう言うて、ああそうですか、そうですかって医者が言うもんですから、そうかなと思っておきますと、後で聞きますと、それでどのぐらいかかるんですかって言うと、これについて12万ですと、これ8万ですよって、検査当日になって言うわけですよ。「そんなかかるとは思わなかったから私やめておきます」って言ってやめまして、その結果を看護師さんに言いますと、そりゃやめてもいいんじゃないかなと。ですから、医療機関の姿勢もあるし、個人の姿勢もあると私は思います。

先日、五木寛之さんの講演なんか聞いておきますと、あの人は、かなり悪いと自分も思っても我慢しているんだと、そのうち治ってしまう。こういうこと言ったら、ちょっと時代おくれかもしれませんが、意外と昔の人っていうのは、そういうのは我慢強いというか、自分の体は自分が一番知っているんだと、このぐらいなら別に我慢していればそのうち治るんだと、そのとおりに治ったという人もありましたし、そういうふうな1点で、斑鳩町としても個人の認識を変えるというか、そういう点からも、今度できた福祉センターなんかも、ただただ何でも心配なら医療を受けなさい、これもやりましょう、あれもやりましょうという考えじゃなくて、そういうしっかりとした認識のもとに、行政やっていったらいいだろうと私は思います。

斑鳩町は、大阪府民で斑鳩町民であるというような団塊の世代が今どんどん統計上からもふえてきておりまして、それも医療費を進めているという、さっきお話がありましたけれども、そういう方たち、団塊の世代の方たちにも、そういうふうな個人認識を高めるような方法で、これちょっと現代の風潮に合わないかもしれませんが、斑鳩町もしっかりとした方針を定めて、福社会館の運営などもやっていただいたら

いいと思いますけれども、その点はどうでしょうか。町民の意識のままに流されるとか、医療関係の意識のままに流されるんじゃないかと、斑鳩町はこうなると、山添村のように行くというのも一つの方法ではないかと、それしか医療費を下げる方法はないんじゃないかなと私は思いますけれどもどうでしょうか。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 吉野委員さんのおっしゃっていただくように、山添村は山添村のやっぱりそういう特色があると思いますし、ただやっぱり全部健康体であればいいんですけれども、やっぱり自分の体というのは、必ずやっぱり見ると、どこに疾患があるか、そういうことはやっぱり調べたいというのはもっともな話。これはやっぱりそういう点では、今社会保健センターができた中で、やっぱり一番斑鳩町の場合は、特に最初に健診するところというのはプレハブだった、役場の横の。それから言うたら、そういうことではやっぱり皆さん方大変だと。やっぱり1歳健診とか、1歳6月健診来られるのに、こんな役場の古い方のプレハブでということ、にわかつて言ったら語弊がありますけれども、一応応急的にやっぱりひとつ保健センターをつくらうということで、役場の横へつくらせていただいた。それも考えますと、1階が駐車場的なもので、半分は駐車場で、2階、3階へ上がっていかないかということもございますから、そういうこと考えていく中で、やっぱり保健センターとリンクをしていくというのは、非常にこれから大事なことだと。

ただ、いつも申し上げていますように、国民健康保険の関係については、予防医学をするために、そういう形のものがあるということで、今度総合的に保健福祉センターというものを兼ね備えて、今新しく皆さん方10年間かかって設置をさせていただいた。それでやっぱり住民に対して、こういうところをつくった以上は、皆さん方が大いに参加をしていただいて、そこで自分の健康を十分考えていく、そしてまた保健センターでは、保健センターとしての機能を十分発揮していく。この間も9月の3日か4日でしたか、骨密度測定というのがございまして、昼1時から1時半と受付時間も満杯でございましたけれども、そういうところの姿を見ますと、やっぱり皆さん方がその受診受けやすいという皆さん方の御意見聞きますと、非常に保健センター行っても動線がきれいで、入りやすいし、待合いもあるし、非常にいいということで、喜んでいただいています。

私はやっぱりこういうものを町民の方々に宣伝をしながら、できるだけやっぱりああいう社会保健センターを大いに活用、利用いただいて、そして皆さん方がいろいろそこ

で会話をさせていただいて、そしたらまたこういうことで「いや、おたくさんどこの病院行ってはりますの」という話も出てくると思います。また、その中で薬はこんな薬もろてますとか、いろいろな話できます。できるだけそういう点では、そういうことも踏まえて、医療がこの医療の方のあれが安くなるように、吉野委員おっしゃったように、C Tとれば仮に10万円かかると、PETだったらもう30万も40万かかると。それを保険で適用できるかできないか、いろいろな問題あるんです。だから歯医者は歯医者でインプラントしたらそれは保険適用できませんとか、いろいろ問題あるんです。それを保険適用してくれと。だけど高いわけです。仮に基本健康診断でも大体一つやったらもう8,000円か1万円近くかかるんですよ。そういうものを考えていきますと、やっぱりよっぽど町が負担をしていくというのか、非常にやっぱり出ていくわけですから、そこらのことも十分考えて、私、今里川議員おっしゃったように、人間ドックでも受けた人は必ず受けに来られるんです。問題は、その受けられない人をどうしていくかという問題をこれからやっぱりしていかなかったら、やっぱりその方々が、もうわし健康やと、大丈夫やと言うて、いやそれでちょっとはかってもろたら血糖値が200何ぼあってんと。糖尿でっしゃないかと。いや、そなん大丈夫や、食べてたかておいしいし、そなん大丈夫やと、そうなるわけです。ただ、いざそのときにちょっと目が見えにくくなったら、いやそれ糖尿から来てまんねんってなったときに、もっとはよしといたらよかったと。この間もある方が亡くなったときも、やっぱり心臓疾患というのはあったようです。不整脈はあったんです。親は、検診に行けと言うてるのに行きはらんと。それで朝見に行ったら亡くなってたということもありますように突然のものがあるわけです。そういうこと踏まえて、やっぱりそういういろいろなことを皆さん方でこの保健センター、あるいは福祉センターを十分活用していただくと。やっぱりこれはひとつ皆さん方が念願のこの施設ですから、そういうものについて、これから大いに活用いただくということで、吉野議員さんおっしゃるように、受けとか受けるとかいう問題じゃなしに、やっぱり医療は高いです。医療費とか薬は高いです。それを結局毎年医療機関で薬剤は何ぼ引き下げる、何ぼ上げるとか、いろいろな議論をするわけです。薬剤師会は絶対に値上げせえと。下がったらあかんと。医療関係も医師会は絶対に値下げはあかんということで、毎年これを繰り返しておると。医療費を値下げしても、結局斑鳩町の場合は、こうして国保が上がってくるということもあるように、やっぱり大変なことでございませうけれども、できるだけやっぱり国保会計がうまくというか、ある程度やっぱり

予算の枠内でおさまるような状況等これから考えていかなかったら、いつまでもこんな特別会計やから別に国民健康保険やからええやないかと、何ぼ繰上充用したら、町がやっておるんだからええやないかということではなしに、できるだけやっぱり皆さん方が注目をしていただいて、この国保も皆さん方にかなり真剣に考えていただくということに、私はやっぱりしていただいたら、西谷委員おっしゃるようにそういう関心が出てくるわけです。こんだけやっぱり医療費かかってくると、1人当たり20何万もかかっているのかということになりますから、そのこともやっぱり皆勉強いただくということが一番大事じゃないかと思っています。

○辻委員長 ほかに。

ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第4号につきまして、御説明申し上げます。

その前に、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、老人保健特別会計の決算の内容につきまして、御説明をいたします。座らせていただきまして、御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

施策の成果報告書の341ページからでございます。

この老人保健特別会計は、75歳以上の高齢者及び65歳から74歳までの一定程度以上の障害者にかかります疾病や負傷に対しまして、医療費等の給付を行うものであります。平成19年度の収支状況は、341ページにございますように、歳入決算額21億594万8,745円、歳出決算額21億3,525万4,897円で、差し引き2,

930万6,152円の歳入不足となりました。このため、平成20年度の老人保健特別会計におきまして、同額の繰り越しの予算措置を行い、決算を終えているところであります。これは、本来交付されるべき支払い基金の交付金、国及び県の負担金に不足が生じたためであり、平成20年度予算でそれぞれ精算することとしております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部よりそれぞれ款ごとに説明をさせていただきます。

まず、344ページ。

第1款総務費であります。この款は、第1項総務管理費、第1目一般管理費のみで、予算現額910万5,000円に対しまして、決算額は850万4,144円で、執行率は93.4%であります。老人保健業務にかかります事務経費がその内容でございます。

次に、345ページ、第2款医療諸費であります。款全体で予算現額21億4,059万6,000円に対しまして、決算額は20億8,928万26円で、執行率は97.6%であります。平成19年度決算額20億8,191万246円と比較しまして、736万9,780円、0.4%の増となっております。

第1目の医療給付費であります。予算現額は20億6,840万3,000円、決算額は20億2,519万3,065円で、前年比0.5%の増であります。

診療の種類別では、入院・歯科が前年度より減少した一方、外来・調剤が給付額ベースで増加となりました。高齢者1人当たりの医療費につきましては、1カ月6万1,147円、前年比2,780円の増加となっております。

また、第2目の医療費支給費であります。決算額5,551万522円で、前年比4.4%の減となっております。高額医療費の支給は増加しましたものの、鍼灸、マッサージ、柔道整復等で支給額は減少したものであります。

次に、347ページ、第3款諸支出金であります。款全体では、予算現額2,234万2,000円に対しまして、決算額は2,233万9,744円で、執行率は99.9%であります。平成18年度で超過交付された支払い基金の医療費交付金の償還を行ったものであります。

次に、348ページの第4款予備費については、充用はございませんでした。

次に、349ページの第5款前年度繰上充用金であります。予算現額1,513万1,000円に対しまして、決算額は1,513万983円で、執行率は99.9%であり

ます。平成18年度における支払基金の交付金の超過分と、国及び県の負担金の不足分の差し引きの結果、歳入が不足したことにより、平成19年度予算で繰上充用したものであります。不足した財源は、平成19年度で精算しております。

続きまして、歳入の決算状況につきまして御説明いたします。

342ページをごらんいただきたいと思えます。

342ページですが、まず第2表の1行目、支払基金交付金であります。11億3,426万4,000円を受け入れいたしました。各医療保険の拠出金が再分配されたもので、医療費の合計負担分と審査支払手数料交付金であります。

2行目、国庫支出金であります。6億4,586万5,880円を受け入れいたしました。国が負担する医療費の法定分が主なものであります。

3行目、県支出金であります。1億5,883万1,930円を受け入れしました。県が負担する医療費の法定分であります。

4行目、繰入金であります。1億6,645万2,827円を受け入れいたしました。町が負担いたします医療費の法定分を一般会計から繰り入れたものが主なものであります。

5行目、繰越金であります。本年度は収入がありませんでした。

6行目、諸収入であります。53万4,108円を受け入れました。これは、第三者行為損害賠償納付金が主なものであります。

以上で、平成19年度老人保健特別会計にかかります説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○辻委員長 老人保健特別会計の説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

小林委員。

○小林委員 344ページにせっきやく医療費の適正化ということで書いていただいておりますので、お聞きしたいんですけれども、医療費の適正化の具体的な成果についてお聞きしたいんですけれども、一般の民間の大企業とかでしたら、レセプトを一つ一つ診察内容や支給された薬の確認など行って、自分ところの社員とかに一つ一つ指導して行って、むだな医療費を削っていくという状況なんですけれども、このとおりに書いていただいていますように、斑鳩町としては、どのように医療費の適正化を図ったのか、お聞きしたいんですけれども。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 本町におきましても、まず国保連に資格等の審査をお願いしておりますし、またレセプトの内容につきましては、これも1枚1枚本町で臨時職員を雇用いたしまして、確認をしているところでございます。それで診療内容等に疑問な点が出た場合には、一たん国保連合会の方に返しまして、場合によっては医療機関にそのレセプトを戻すというようなこともさせていただいております。

また、それとは別に、ご本人さんに医療費通知、老健の場合には年4回ですけれども、医療費通知を差し上げまして、ご本人さんにこれだけの医療を病院で受けられたということをご通知されまして、中には件数としてはごくわずかですけれども、こういう病院にはかかったことがないという申し出もあった場合には、病院等にその旨を伝えて、不正請求ということではないんでしょうけれども、請求誤りだったというようなこともありまして、そういうような防止に努めているところでございます。

○辻委員長 ほかに。

里川委員。

○里川委員 お尋ねしておきたいのは、私は1点だけなんですけど、今後のこともございまして、343ページに書かれています老健のこの特別会計そのものが、次の年度にも設けるとするのは当然月おくれのものがあって、年度をまたがる精算とかいうものもあるだろうというふうには思うんですけども、それで考えても最大2年かなと思うんですけども、この会計を法令の規定により3年間設けるとなっているところについて、もう少しこの3年の根拠ですね、教えておいていただけたらというふうに思います。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 最も大きな理由は、平成20年3月診療分、これの請求する医療機関から請求する権利が原則としては翌月になっています。平成20年の4月ということになっています。そこから時効の2年間を数えます。その2年間の間は、請求する権利が保障されているということになりますので、平成22年の4月まで請求することができるということで、22年度の会計を持たなければならないということで、3年間ということでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、この中で動いていなくても、21年とかなってきますと、結局は後期高齢者医療とともに動いてない特別会計、動いている場合もあるかもしれませ

んけれども、もし動いてなかったとしても、こういうふうには計上し、議会の議決を必要とするというような状況になってくるのでしょうか。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 はい、そのとおりでございます。

○辻委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、まず議案書の朗読をさせていただきます。

認定第5号

平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、失礼して座って御説明させていただきます。

主要な施策の成果報告書の350ページをお願いをいたしたいと思えます。

平成19年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額は465万8,000円で、歳出総額は11万6,000円となり、歳入歳出差引額は454万2,000円であります。

主要な施策の成果の352ページをお願いします。

第1款総務費、第1項総務管理費の第1目財産管理費であります。予算現額37万6,000円に対し、決算額は11万5,794円で、執行率は30.7%であります。平成19年度におきましては、水中曝気ポンプを6月から11月の6カ月間稼働させ、下司田池の水質悪化を防ぐとともに、堤塘の陥没部分の復旧工事を施工し、財産区財産の適正な管理に努めました。

次に、353ページであります。

第2款予備費についてであります。平成19年度では予備費の充用は行っておりません。

以上で、平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計決算の御説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり御認定いただきますようよろしくお願いを申し上げまして、御説明とさせていただきます。

○辻委員長 大字龍田財産区特別会計について、説明が終わりましたので、それに対する質疑をお受けいたします。

ございませんか。

ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第6号

平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

斑鳩町の公共下水道事業につきましては、生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を目的に、整備区域の拡大と供用開始区域の水洗化促進に努めているところでございます。

それでは、平成19年度の公共下水道事業の決算状況につきまして、御説明をさせていただきます。失礼いたしまして、座って御説明の方、進めさせていただきたいと思っております。

まず、主要な施策の成果報告書の354ページをお願いいたします。

歳入歳出決算額は歳入総額17億5,871万3,000円、歳出総額17億5,871万3,000円となり、歳入歳出差引額は0円でございます。なお、第1表にあり

ますように、翌年度繰越額は3億6,490万円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源は0円でございます。

次に、355ページ、第2表、平成19年度公共下水道事業特別会計歳入決算の内訳でございます。

まず、分担金及び負担金では、供用開始による下水道接続申請に伴い、2,480万円、次に、使用料及び手数料で5,205万1,000円となりました。国庫支出金につきましては、前年度より5,487万1,000円増額の5億7,367万1,000円、繰入金では前年度より3,847万2,000円減額の3億280万円となっております。町債では、前年度より8,750万円増額の7億6,020万円でございます。主な増額の理由といたしましては、平成18年度の繰越明許費の精算と、平成19年度より下水道事業にかかる起債の充当率が100%に変更されたことによるものでございます。

次に、356ページをお願いいたします。歳出決算の状況でございます。

公共下水道費につきましては、前年度より1億4,775万2,000円増額の13億7,853万円、流域下水道費は前年度より5,048万5,000円減少の4,382万8,000円、公債費では前年度より2,165万2,000円増額の3億3,635万5,000円でございます。

次に、各科目別に御説明を申し上げます。

まず、357ページ、第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。決算額3,314万6,616円で執行率97.8%となります。歳出の主なものにつきましては、人件費にかかるものでございます。

また、本年度は、248件の下水道接続申請を受付、累計1,520件となったところでございます。なお、接続の支援策として設けております融資あっせん、利子補給制度の利用は4件でございました。

次に、358ページをお願いいたします。

第2目施設管理費の決算額は2,956万6,923円となり、執行率94.3%となりました。主なものといたしまして、公共下水道の維持管理として2,300万4,423円を支出しておりますが、これは流域下水道センターへの処理費用であり、一般排水で1立方メートル当たり消費税抜きで56円の諸費となっております。

次に、359ページ、第2項下水道新設改良費、第1目管きょ等新設改良費では13

億1,581万5,873円となり、前年度より1億4,024万7,125円の増額となります。公共下水道の整備といたしましては、平成18年度の繰越明許事業として着手しました龍田西3丁目地内の面整備を完了し、平成19年度事業では、龍田西6丁目、龍田2丁目、小吉田1丁目、五百井1丁目、法隆寺南1丁目、興留1丁目、興留7丁目、阿波3丁目地内の整備を行い、整備済面積は、135ヘクタールとなりました。

また、平成18年度から継続事業として取り組んでおります主な幹線管きよであります神南污水幹線と龍田西污水幹線の工事につきまして、平成19年度末現在におきましては、神南污水幹線を80%、龍田西污水幹線は50%進捗いたした状況でございます。

また、新たに、神南3丁目から神南5丁目までの管きよを、2工区の1工事として発注し、平成21年度の完成に向けて作業を進めております。

次に、360ページをお願いいたします。

浄化槽雨水貯留施設転用に対します支援につきましては、3件の助成を行いました。

次に、361ページ、第2款流域下水道費では4,382万8,000円となり、これは県事業に対して市町村負担割合に応じ支出するもので、大和川上流流域下水道事業費が、当初より減少したことから執行率70.9%となっております。

次に、362ページをお願いいたします。

第3款公債費、第1項公債費、第1目元金では、1億8,541万4,222円、第2目利子では1億5,094万1,165円となっております。平成19年度末の起債残高は、前年度より5億7,478万5,000円増の69億5,352万4,000円となります。今後も下水道整備を着実に進め、普及率及び接続率の向上を図るとともに、適切な下水道事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○辻委員長 公共下水道事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

西谷委員。

○西谷委員 19年度のこの事業の中で、これは私が一般質問の中でも聞いたわけなんです、実際の落札率が93、94前後で全部申し合わせたように1年間そろっている。ゼネコンがやった分については、多少、あるいは60や70や80やってばらつきがあ

るんですが、なぜ落札、町内業者、あるいは5,000万以下、1億以下の部分で、これぐらいの落札の数字が申し合わせたようにそろっているのか、その辺はどのように考えておられますか。

○辻委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 入札関係ですので、こちらの方で御質問の御答弁させていただきます。

これにつきまして、西谷議員さんの方でも一般質問の中で、谷口部長の方から御答弁させていただいたと思うんですけども、これにつきましては、町の方で指名競争入札を行いまして、適切な入札の結果、このような結果になっているとしか答えることはできません。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 それですね、素朴に、例えば、私は少なくともその工事のそういう事業費、工事費そのものが、結果としては下水道の使用料にはね返ってくるということ考えると、できるだけ工事は低く抑える方がいいと思いますし、いろいろな方法があると思うんですが、ただ、これは地元業者の育成やっていう部分も絡んでいるんですが、一つの区間を2つ、3つに分けて、4,000万円ぐらい前後の工事費にして、2つ業者、あるいは3つの業者で区間を分けてやる。ところが、実際にそういうことを専門の人から言わせると、分けることによって管理費がかかって、結果として高い工事費になるんやということを聞きました。そういうこと考えると、まんべんなく町内業者が受けるような形の発注じゃなくて、住民に税金をできるだけ公費を使わないような工事の方法というのは、考えられるべきではないのかなと思うんですが、この点はどうでしょう。

○辻委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 まず工区の分け方についてでございます。これにつきましては、私も前期後期と大体年間年度に2期に分けて発注しております。やはり一挙に発注してしまいますと、町内交通等混乱、もしくは長い期間での振動、騒音に伴います住民に御迷惑をおかけするといったことが懸念されることから、大体前期と後期に分けて、一定のエリアの整備を進めておるということでございます。

委員おっしゃられますように、細かく分けてしまいますと、一般経費というのが高つく、確かにそういうこともございます。しかし、我々といたしましては、そういった安全に施工ができる、そしてスムーズに施工ができることを前提といたしまして、やはりコスト縮減、そういったことを念頭に必ず入れて設計発注しておりますということ

御理解いただきたいと思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 今、部長が経費の節減に努めているということなんですが、そういうことからしますと、私は一つの工区を分けてすることについて、分けたから安全やっということに決してならんと思うんですが、他方、そしたら今斑鳩町内歩いていますと、結構大阪ガスなどの配管が町内で行う。明らかに斑鳩町の中では、下水道をこれからやらんな地域、今後やるであろうという地域に、先に大阪ガスが入っているということの中では、明らかに後から公共下水道入れてきたら、割高になること目に見えているわけですね。そういう中で、なぜ後で工事をしようと思ったら割高になる。ましてや水道管と違ってガス管というのは目に見えませんか、漏れたとき大変ですから、非常に工事に手間がかかるということの中で、なぜそういうことをされるのかという、その辺は今の部長の答弁と、町が実際に大阪ガスにそういう配管をやらせている中で、ちょっと矛盾しているのと違うかなと、その辺はどうでしょう。

○辻委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 確かにそういった大阪ガス、大々的に町内工事は進んでいる、事実でございます。しかしながら、その占用の調整につきましては、我々公共下水道事業と言いますのは、一定の事業区域、要するに事業認可、都市計画決定内の事業認可区域を主に整備を進めております。というところは、その事業認可の区域内であれば、今は企業としても発注の調整はできるということは可能でございます。しかし、その事業認可から外れているところ、もしくは事業が今後大分先になってくるというようなところにつきましては、事業の調整はどうしても無理なところがございますので、大阪ガスといたしましても、地下埋設物を施工する下水道に対しまして、埋設の調整は申請は上がります。ですから、その中で調整をしておるということで、現段階ではそういう状況で進めておるということで理解いただきたいと思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 その中で調整をせえと言っているのやのうて、要は町道に埋設しようと思ったら当然町道やから町の管理者としての許可が要りますよね。そのときに、例えば許可をせんと、もう少しあと何年先にしてくれとか、あるいはどうしてもしたいんやったら、当然町が公共下水道した場合には、少なくとも余分にこれぐらいの工費がかかるから、そのときに大阪ガスとしても当然営利企業ですから、もうけるためにやるわけですから、

当然その部分を負担金とか先にお金をもらうとか、そういう方法はできないんですかね。

○辻委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 西谷委員のおっしゃること、一部は理解するんですが、やはりガス管等による都市供給施設につきましては、これは占用をして、そして道路を掘削して、そして消費者に供給するという事になっていきますから、それを拒否して、占用を拒否することは、非常に難しい状況でございます。

町の公共下水道とか、上水道の埋設の都合によって、他の営利業者任せ、会社ですね、そういうところに対して、こういうことですからそれを待ちなさいというようなことは、先ほども言いましたように、できないということでございますから、法律上は非常に難しいということで、町としてはやっぱりガス管等配管される場合については、それを条件ついでに占用を許容するという事で今までやってきました。これからもそういうふうに行っていきたい、このように思います。

ただ、先ほども上下水道部長が言いましたように、調整は当然とっていかんなんと、これは思います。ただ、長く調整することは、非常に難しいと思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 私もちよつと法的にもう一度調べ直したいと思うんですが、普通に考えて、企業が埋設する、確かに出入り企業やいうても電気やガスというのは、ある意味では公共の部分持っているから、町道を占用させないということには、そういう部分についてはしんどいかもわかりませんが、その時期をずらす、あるいは、するんやったら例え何千万とか、明らかに後から後追いで町が公共下水道進めていく中で、割高になる部分を負担してくれというのは、そういう交渉、僕はできるの違うかなと思うんですが、実際に他町、あるいは他県でそういう方法をやられているという話を聞いたことがあるんですが、その辺は調査されましたですか。

○辻委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 以前に西谷委員からそういった質問ございましたので、ちょっと調べさせていただきました。ただ、その中で該当してきたのは、共同溝ですね、共同溝の場合は、建設負担金としてそうした費用をいただいているという回答をいただきました。ただ、一般の道路の中でそういった占用物をする場合には、そういった負担金をいただいておりますということはないと。これは政令市、もしくは一般の市町村2、3当たって見た状況でございました。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 私の方でちょっともう一遍調べてみます。

○辻委員長 ほかに。

里川委員。

○里川委員 報告書の357ページに、融資あっせん利用件数が挙がっています。そして、また360ページには、浄化槽の雨水貯留施設転用に対する補助金の関係が挙がっているわけなんですけど、どちらも数字的には、19年度248件の接続の中で、利用しておられる状況が少ないのではないかなというふうに感じておりますので、それぞれについてお尋ねをしたいんですが、融資あっせん利用につきまして、以前から利用しにくい、特に保証人さんの問題などでそういった声が聞かれたりしていましたが、それらの問題については、19年度においてどうだったのか。そして、またせっかく浄化槽の雨水貯留施設ですね、雨が降りそうときには中の水抜いておいて、そこへまたえらい雨来たときにはためたら、ある意味大雨なんかの対策にも使えるということで、むだにするのではなく、その浄化槽をリサイクルするという非常にいい考え方で、助成率も他に比べて非常に高い助成をさせていただいているということで、私は喜んでおるんですが、ただ利用件数が余りに少ないので、この辺はうまく啓発できてないのか、広報できてないのかというようなことを感じるわけなんですけど、この2点については、担当、これまでの接続を19年度なさる中でいかがだったでしょうか。

○辻委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 まず、融資あっせんの件につきましてでございます。やはりこれにつきましては、やはり委員おっしゃるように、保証人の問題というのがやはりちょっとネックになってくるのかなという、当初そう感じておりました。しかしながら、銀行融資機関と相談する中で、できる限り配慮していただきたい、その利用していただきやすい環境に配慮してほしいということで、いろいろと努力はさせていただいた状況でございます。これにつきましては、やっぱり本人さんの意思でございますので、現段階こういった数字でとどまっておるということで、御了解いただきたいと思います。

あと、雨水貯留施設転用につきましてですけれども、これにつきましては、まずこの制度の制定につきましては、平成15年ぐらい、条例策定のときにつくったものでございます。ただ、事業の方がそれ以前に進めておったところが多々ございます、多分でございます。そうしたことで、当初その雨水貯留を前提に、公共ますを設置したというと

ころがまず少なかった。まず一番改造費用が安く済む場所を狙って公共ますを設置したというのが事実でございましたので、現段階こういった数字しかございません。

ただ、今工事を進める中で、こういった制度もあるという説明をしながら進めておりますので、今後徐々にふえるかなと思います。ただ、我々としましても、この両方の制度につきましては、さらに啓発を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね、せっかく投資をして、長期にわたって安定的に事業をやろうと思えば、やっぱりそれなりに接続もしていただかないといけないというふうに考えますので、これらについては十分また啓発、広報などしていただき、利用者が利用しやすい、申請などについても複雑なものではなく、できるだけ簡易に行えるように努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、362ページに、公債費を挙げていただいております。下水道事業というのは、平成3年から事業着手ということで、一定の年数の中で、町債についてもずっとどのあたりでどうなっているのか、細かいところまで把握はようしておりませんが、ここに平成19年度末の現在高で上げていただいているんですが、気になるところは、そういう年数のころから、やっぱり金利が大きく変動してきているということがございます。そんな中であって、やはり水道なんかでもそうです、金利の高いものは借換えとかいうこと進めていくべきだというような御意見も申し上げてきたこともございますけれども、下水道の方では、これらの金利については、どんなふうになっているのかなというのが、ちょっとこれを見たときに感じました。これまで私余りそこにきちっと視点を持たずに見てきたものですから、申しわけないですけども、それらについてお教え願えたらと思います。

○辻委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 まず、事業初動段階で、やはり金利というのは高うございました。一番高かったのが、市中銀行でございましたけれども、5.96%ですね、これはもう返済終わりました。ただ、現在残っております金利の中で一番高いのが、5.6%、大体一番低い金利で0.9%と、こういった幅で金利は持っております。

ただ、公共下水道事業の場合は、初期の投資というのが非常に相当かかるものであって、それがやはり整備を進捗する都度、やはりそういった供用開始区域をふやすことによっ

て、収益をふやしていくといった事業でございますので、短絡的にその単年度をとって
どうこうということじゃなしに、徐々に、これも将来今から事業まだ拡大していきますの
で、この起債残高ふえるかもわかりません。しかしながら、他の部門で、要するに収入、
加入負担金とか料金ですね、そういった部門で幾らか収入できるよう努力すると、要す
るに接続、水洗化促進ですね、そういった啓発に努力するというところでお願いしたいと
思います。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 いろいろ考えていく中で、水道の中でも整理をされ、できるだけ高い金利に
ついては先にちょっと償還をすとか、そういうような形で考えながらやってきた経過
もあります。借換えができないとされているようなものもあつたりもします。けれども、
やはり金利が高ければ高いほど、それだけまた逆に町民皆さんへの負担が大きくなって
くるということなども考え合わせて、計画的な借入、償還ということもあわせて、今後
も続けてやっていっていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

○辻委員長 ほかに。

○中川議長 さきほどの入札にちょっとかかわって、私も聞いておきたいんですが、今ま
でに面的整備の本数というのか、入札の回数って何回ぐらい行われていますねやろ。

○辻委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 事業着手から現段階まで、平成19年度末でよろしいですか。ちょ
っと資料探させていただきます。

○辻委員長 暫時休憩。

(午前 10時37分 休憩)

(午前 10時38分 再開)

○辻委員長 それでは、再開させていただきます。

今議長の質問に対し、先の答弁。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 ちょっと手元には直近の現場のしかございませんので、できまし
たら平成4年から工事の方着手しておりますので、その一覧につきましてはありますので、
それはまた後日提出させていただきます。よろしくお願いたします。

○辻委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたし

ます。

ここで55分まで、10時55分まで休憩いたします。

(午前 10時39分 休憩)

(午前 10時55分 再開)

○辻委員長 それでは、再開します。

続いて、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第7号につきまして、御説明を申し上げます。その前に、議案書を朗読させていただきます。

認定第7号

平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、平成19年度の介護保険事業特別会計にかかります決算の概要について説明をさせていただきます。失礼いたしまして、座らせていただいて説明をさせていただきます。

この介護保険事業特別会計では、介護を必要とする方や、その家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給に努め、介護保険制度の適正な運営に努めているところであります。平成19年度の収支状況ですが、施策の成果報告書の363ページにございますけれども、歳入決算額14億1,533万9,341円、歳出決算額13億7,646万9,459円、差引3,886万9,882円となりました。

それでは、予算の執行状況を歳出の部よりそれぞれ款ごとに御説明をいたします。

まず、366ページをお開きいただきたいと思います。

366ページの第1款総務費であります。全体では予算現額6,026万7,000円に対しまして、決算額は5,434万9,320円で、執行率は90.1%となっ

ております。第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。予算現額3,896万2,000円に対しまして、決算額3,772万2,155円で、執行率は96.8%であります。介護保険業務に携わる職員の人件費及び事務執行にかかります経常経費の支出がその主なものであります。

次に、367ページ、第2項徴収費、第1目賦課徴収費であります。予算現額163万円に対しまして、決算額138万333円で、執行率は84.6%であります。職員の人件費及び賦課徴収事務執行にかかります経常経費の支出がその主なものであります。平成19年度の介護保険料につきましては、第3期介護保険事業計画で示された給付額に基づき、年間基準額4万6,800円の保険料賦課を実施いたしました。現年度分特別徴収保険料の調定額は、2億7,297万8,710円、現年度分普通徴収の調定額は3,586万1,900円、滞納繰越分普通徴収保険料の調定額は1,451万4,690円、合計3億2,335万5,300円であります。現年度分の保険料の状況についてであります。特別徴収につきましては100%の収納となっており、普通徴収につきましては、納付額3,236万6,840円であり、収納率は還付未済分を除き90.1%であります。特別徴収と普通徴収をあわせました収納率につきましては、98.9%となっております。徴収率の向上に向けての取り組みとしましては、制度の啓発、口座振替の推進、また未納者に対しまして、今後とも直接の電話及び訪問等により徴収を促すことを中心に行い、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、369ページ、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費についてであります。予算現額1,916万5,000円に対しまして、決算額1,482万8,442円で、執行率は77.3%となっております。職員の人件費及び介護保険認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療所組合に対する負担金、認定調査委託料、主治医意見書作成手数料にかかる経常経費の支出がその主なものであります。

次に、370ページ、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費についてであります。予算現額35万円に対しまして、決算額34万8,390円で、執行率は99.5%となっております。介護保険制度の推進としまして、介護保険制度全般の周知用冊子の作成にかかります支出であり、制度に対する周知啓発に努めてまいりました。

次に、371ページ、第5項介護保険運営協議会費、第1目介護保険運営協議会費についてであります。予算現額8万円に対しまして、決算額7万円で、執行率は87.5%となっております。介護保険運営協議会の開催では、介護保険事業の健全かつ安定

的な運営に関する審議を行い、計2回の会議を開催いたしました。

次に、372ページ、第6項地域包括支援センター運営協議会費、第1目地域包括支援センター運営協議会費についてであります。委員が介護保険運営協議会と同じであり、また開催日につきましても同時開催といたしましたため、決算額は0となっております。地域包括支援センター運営協議会の開催では、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営に関する審議を行い、計2回の会議を開催いたしました。

次に、373ページから379ページまでの第2款介護給付費についてであります。予算現額13億767万9,000円に対しまして、決算額は12億6,190万6,072円で、執行率は96.4%となっております。当科目は、要介護及び要支援認定を受けた被保険者等が介護サービス、介護予防サービスを受けた場合と、その費用の保険部分を支給する科目であり、介護保険事業特別会計の歳出予算の大半を占める科目であります。保険給付費の支出の動向のいかんによりまして、決算時における差引収支額が大きく左右される科目でもあります。

まず、373ページ、介護サービスの状況では、決算額のうち、最も保険給付の金額が大きい科目は、施設介護サービス給付費となっており、保険給付全体の約43.5%を占めております。施設サービスの利用といたしましては、保険給付額が大きいものから、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、介護療養型医療施設、介護老人保健施設の順となっております。

残りの給付のうち、大半を占めるものが居宅サービスにおける保険給付であります。その内保険給付額が最も大きいサービスの種類は、訪問介護で約1億6,842万円、続いて通所介護が約1億2,475万円の保険給付額となっております。介護給付費の総額につきましては、介護保険事業計画の約96.5%の執行率でありました。今後におきましては、適正なサービスが利用されるよう、ケアマネージャー等の資質の向上に努める一方、さらなる制度の周知に努め、介護が必要とされる方が、その必要なサービスを安心して受けやすくする環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、380ページの第3款財政安定化基金拠出金についてであります。予算現額124万8,000円に対しまして、決算額は124万7,097円で、執行率は99.9%となっております。拠出先を奈良県とし、その費用を負担しております。

この財政安定化基金は、介護保険法に基づき都道府県に設置され、通常の実績を行っ

でもなお生じる保険料収納率の悪化や、予定していた以上の給付費の増大等により、市町村の保険財政に不足が生じた場合、資金の貸付を行うことで、市町村の保険財政に生じる赤字、またはその赤字を補てんするための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図るものであります。

次に、381ページ、第4款基金積立金についてであります。予算現額3,963万円に対しまして、決算額は2,343万4,205円で、執行率は59.1%となっております。当科目は、保険料収入に余剰が出た場合、将来の保険財政の安定化を図ることを目的として、介護保険給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、382ページ、第5款地域支援事業費についてであります。予算現額3,316万4,000円に対しまして、決算額は2,488万4,763円で、執行率は75%となっております。第1項介護予防事業費であります。予算現額1,106万8,000円に対しまして、決算額は394万6,949円で、執行率は35.6%であります。第1目介護予防特定高齢者施策費は、要介護状態に移行する恐れの高い虚弱高齢者、特定高齢者の方に運動指導や栄養の相談、口腔機能の向上等を行うことにより、転倒予防や生活機能の向上を図ったところであります。食の自立につきましては、事業実施を予定しておりましたが、対象者がおられませんでした。

また、383ページ、第2目介護予防一般高齢者施策事業費であります。介護予防、生活支援の推進としまして、要支援、要介護認定を持っている方及び特定高齢者以外の高齢者に対し、運動器の機能向上事業、口腔機能の向上のための事業を実施し、介護予防に努めました。また、料理の経験がなく、外食に頼りがちな高齢者に対しまして、自分で料理ができるようになり、自立した生活を送っていただくため、男性料理教室を開催し、食の自立の観点からも介護予防に努めました。

また、384ページ、生活管理指導短期宿泊サービス、生活管理指導員派遣サービスにつきましては、事業実施を予定しておりましたが、対象者がおられませんでした。介護予防につきましては、より多くの方々に御参加いただき、健康の維持、向上に努めていただけるよう、今後も引き続き啓発、普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、385ページ、第2項包括的支援事業・任意事業費であります。予算現額2,209万6,000円に対しまして、決算額は2,093万7,814円で、執行率は94.7%であります。第1目包括的支援事業費でございますが、地域包括支援センターの運営にかかる費用で、その事業運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託しております。

斑鳩町地域包括支援センターに、福祉センター長、社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャーを配属しており、高齢者の方々の相談や、要介護状態に移行する恐れの高い虚弱高齢者、特定高齢者を把握するとともに、介護予防サービスを希望される方に介護予防ケアプランを作成し、運動器の機能向上、栄養改善等、地域支援事業の各種サービスの利用につなげております。

また、386ページ、第2目任意事業費でございますが、高齢者を介護している家族に対しまして、知識や技術を習得してもらう家族介護教室を実施いたしました。さらに、常時失禁状態にあります高齢者を介護されている低所得の方々を対象に、紙おむつ、寝巻き、パジャマやおむつカバーの介護用品を支給し、家族介護を支援いたしました。

また、387ページ、徘徊高齢者家族支援サービスの提供としましては、認知症の高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムの使用料を助成しており、家族の介護における負担の軽減に努めているところであります。

また、388ページ、配食サービスの提供では、栄養バランス面で問題のある方々等に対しまして、自宅を訪問して昼食を配食しながら、高齢者の安否確認を行う配食サービスを実施いたしました。

なお、387ページの家族介護慰労金の支給、成年後見制度サービスは、サービス利用者がおられませんでした。

次に、389ページの第6款諸支出金についてであります。予算現額1,108万1,000円に対しまして、決算額は1,064万8,002円で、執行率は96%となっております。当科目は、資格の喪失等に伴い発生する過年度分の保険料還付金及び平成18年度に受入超過となっております介護給付費交付金の返還金の支出であります。

次に、390ページ、第7款予備費につきましては、未執行であります。

続きまして、歳入決算の状況につきまして御説明をいたします。

364ページをごらんいただきたいと存じます。

364ページの第2表でございます。

まず、1行目の保険料でございますが、その状況につきましては、歳出で御説明をいたしましたので、割愛をさせていただきます。

次に、2行目の使用料及び手数料についてでございますが、決算額は800円でございます。

次に、3行目国庫支出金についてであります。決算額は2億6,811万9,310

円であります。国庫支出金のうち国庫負担金では、介護給付費における居宅サービス費の20%及び施設介護サービス給付費の15%を受け入れるものでありますが、この科目におきましては、法定分の割合以上の受け入れをしております。本来受け入れるべき金額2億2,189万2,126円に対しまして、収入額は2億2,506万8,000円であり、超過分317万5,784円につきましては、翌年度精算として平成20年度に償還することとなっております。

また、国庫支出金のうち国庫補助金では、介護給付費負担金において、介護保険法に定めております市町村間の介護保険にかかる財政力の格差を調整するための調整交付金であります。収入額は3,136万8,000円となっております。

また、地域支援事業交付金は、本来受けるべき金額88万283円に対しまして、収入額は252万6,750円であり、超過分164万6,467円につきましては、翌年度精算として平成20年度に償還することとなっております。

さらに、地域支援事業交付金は、収入額は767万5,560円となっており、介護保険事業補助金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用、基準額の50%を受け入れており、収入額は148万1,000円となっております。

次に4行目、支払い基金交付金であります。支払い基金交付金のうち介護給付費交付金では、第2号被保険者の保険料として、介護給付費の31%を受け入れるものでありますが、この科目におきましては、冒頭説明させていただきましたとおり、法定分の割合に対して受け入れ不足となっております。本来、受け入れるべき金額3億9,117万1,688円に対しまして、収入額は3億8,742万3,000円であり、不足分374万8,688円につきましては、翌年度精算として平成20年度に受け入れることとなっております。

次に5行目、県支出金についてであります。県支出金のうち介護給付費負担金は、介護給付費における居宅サービス費用の12.5%及び施設介護サービス給付費の17.5%を受け入れるものでありますが、この科目におきましても、冒頭に説明させていただきましたとおり、法定分の割合以上を受け入れております。本来受け入れるべき金額1億8,820万7,223円に対しまして、収入額は1億8,992万2,000円であり、超過分は171万4,770円となり、それにつきましては、翌年度精算として、平成20年度に償還することとなっております。

また、県補助金で地域支援事業交付金では、介護予防事業にかかる費用の12.5%

を受け入れるものでありますが、この科目におきましても、法定分の割合以上の受け入れをしております。本来受け入れるべき金額44万141円に対しまして、収入額は126万3,375円であり、超過分82万3,234円につきましては、翌年度精算として平成20年度に償還をすることとなっております。

また、県補助金のうち同じく地域支援事業交付金は、包括的支援事業・任意事業にかかる費用の20.2%を受け入れるものであります。収入額は383万7,780円となっております。

次に6行目、財産収入についてであります。決算額は13万9,418円となっております。この財産収入は、介護保険給付費の準備基金の利子であります。

次に7行目、寄附金についてであります。決算額はゼロであります。

次に8行目、繰入金についてであります。決算額は2億1,629万9,892円となっております。この繰入金につきましては、一般会計より介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金によるものであります。介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%分、地域支援事業繰入金は、介護予防事業にかかる費用の12.5%、包括的支援事業任意事業にかかる費用の20.2%を受け入れております。

次に9行目、繰越金であります。決算額は3,758万399円となっております。この繰越金につきましては、平成19年度において、介護給付費準備基金への積立等に充てております。

最後に10行目、諸収入についてであります。決算額は9万4,317円となっております。

以上で、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計にかかります説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○辻委員長 介護保険事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

西谷委員。

○西谷委員 388ページの配食サービスの提供でちょっとお尋ねしたいんですが、この対象者というのは、要介護者、そういう形になるのかどうかということと、具体的にこのサービスを受けようとしたら、どのような手続が出て、実際に費用はどれぐらいかかるのかということをお尋ねします。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 御質問いただきました配食サービスの提供の対象者でございます。在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯であるということでございます。

一般高齢者といえますか、特定高齢者の配食サービスにつきましては、別で予算組みしております。一般高齢者でございまして、要支援、また要介護を持っておられる方、また、特定高齢者でない一般の高齢者の方をここでは対象にしております。

手続でございますが、福祉課に申し込み申請書がございまして、申請していただきますと、その方ご本人さんの状況等も福祉課の方で確認させていただきまして、この方にはそういうサービスが必要であるということを確認させていただいた後、そのサービスの提供をさせていただいております。

費用につきましては、利用者負担でございます。1食当たり400円のご負担をお願いしております。このサービスにつきましては、1週間当たり5回まで利用が可能ということで、1食当たり400円でございます。400円というのは、食材料費、またはその調理に要しました費用の一部を負担していただいているということでございます。これは施設入所されている方等、いろいろサービスを利用されている方と同じように公平にという形で、そういうものを負担していただいているということでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 この昼食というのは、業者がそこへ運ぶということでしたか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 業者委託をしております。昼食を運ぶと同時に、必ず本人さんに手渡しをします。そのときにご本人さんの安否確認もすると、同時にさせてもらう。また、食べ終えた後も、容器を片づけに行く。そのときにもちゃんと食べておられるか、そういう確認もさせていただいているスタッフでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 実は、ふだん高齢者でひとり住まいされてて、通常の場合には別に自分でされててんけど、入院なんかされてあと退院してきはったときに、特にこの夏なんかでも、途端に自分で食事をするような気力さえなくなって、知り合いの人が何人かごはんとかおかずを差し入れにずっと運んだ経緯があるので、そうした場合に、実際にたまたま私今こう見て、こういうサービスがあるんやなということを知って、こういうサービスが

もう少し一般の人にPRされてたら、もう少し気軽にできたんちゃうかなと思って、もう少しこういうサービスというのは、ちょっと広報でもPRしていただいて、本当に1人、独居老人の方が安心して暮らせるような、そういう中では、もうちょっとPRをお願いしたいなということ、ちょっと言うときます。

○辻委員長 ほかに。

里川委員。

○里川委員 報告書の367ページに、一応第1号被保険者の保険料の状況を書いています。これもまた収納率については、金額で示されているのかなというふうに思っているわけなんですけれども、できましたらこれも滞納されている人数とか、それとまた保険料段階、どの段階の方が何人ぐらいやっぱり滞納されているという、そういうことがちょっと私は知りたいなというふうに思っています。

それと申しますのも、2006年3期計画のときの保険料設定のときに、条例について私は反対した経緯がございます。この現会計そのものを反対するつもりはありませんけれども、やはりそういうことから次の計画もございまして、一定やはりそういうところも決算の中でつかんでおきたいなというふうに思っておるんですが、人数とかわかりますでしょうか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 367ページの質問でございます。滞納状況でございます。普通徴収の保険料の滞納者の人数でございますが、180の方が滞納されているという状況でございます。その滞納の保険料の段階ですが、一人一人今資料をちょっと持っておりません。一般的に滞納されるということで、特別徴収がされない方は普通徴収になっております。その中で、その滞納状況の家庭を訪問させていただいているとどうしても、年金等も少なく、生活が苦しいという方もおられますことから、段階的にはかなり低い方になってくるということで、今資料はありませんが、そういうことで考えております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 全体の介護保険の1号被保険者というのが一定数おられる。特別徴収はその中でも88.4%、普通徴収は11.6%しかいらっしやらないわけですね。ということは、人数的にはかなり少ない人数の方の普通徴収にもかかわらず、そのうちの180人、やっぱり滞納しておられる。その中で、やっぱり私は保険料設定のときにいろいろ申し上げた経緯もありますけど、保険料のどの段階の人がやっぱりしんどい、滞納に陥

ってはあるのかということ、やっぱりきちっと把握はしておいていただきたいと思えます。これはまた後刻できましたら、そういう統計的にそういう見方というのにも必要があるのかなと思えますので、またできましたら、私担当常任委員会にも所属していますので、そういうことについてもまた教えていただきたいと思えます。

もう1点、371ページには、介護保険運営協議会のこと、そしてその次のページには、地域包括支援センター運営協議会のこと書かれています。今さっきの説明でいきますと、委員は同じというふうにおっしゃっておられたんですが、私の認識が間違っているのかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

介護保険の運協のメンバーは、地域包括の運協の委員を兼ねるといようなことを最初にお決めになった経緯はございますが、介護保険の運協には、社会福祉協議会の常務理事が出ておったりしていたと思うんです。地域包括支援センターの運営につきましては、社協へ全面的に委託をしているという中であって、果たして全く同じ委員というふうに御説明をされましたけれども、そういう形になっているのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今、部長の説明の中で、介護保険運営協議会、また地域包括支援センター運営協議会のメンバーは同じという形で御説明、確かにさせていただきました。今里川さんが申されましたように、包括支援センターの所長がメンバーに入っております。その会議のときには、所長が抜けていただいているという状況があるということで、厳密には同じではございません。委員の申されましたとおりでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 そしたら、通常の委員の方は兼ねていただいているということで、では、現在介護保険の運協の委員さん何名で、地域包括の方の委員さんは何名ということになりますか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 現在、平成18年10月から21年の9月までの任期の委員さんがございます。介護保険運営協議会の委員さんについては、8名でございます。地域包括支援センターの協議会の委員さんについては、7名ということになっております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 それで理解ができました。それと、この計画の見直しのときに、介護度を変

更するということがありまして、要支援から要介護1ということであったのが、要支援を1、2と設けて進んできた中で、給付が少ない状況があったり、大きな黒字というような状況になっている中では、そこら辺のところ私はちょっと心配しているところなんです。前にも確かにどうですかと、そういうところ大丈夫ですかということも申し上げた経緯もありますが、今後も本当にこれ制度決めはって2000年から導入して、本当にころころ、ころころ、いろいろちょっと変わって困った制度やなど私は認識しているんですが、その分市町村は保険者ですから、市町村の担当におかれても大変な思いをされているとは思いますが、そういう制度が変わってくる中で、やっぱりこういうサービス受けたいなと、先ほどの西谷委員じゃないですけど、お年寄りがこういうサービス受けたいなと思ったときに、介護保険に適用になるのか、いや、それとも高齢者の施策としてできるのかとか、やっぱりきちっと整理をしていただいて、そして高齢者の対策、介護保険には該当しないけれども、高齢者の対策としてやっぱりできる限りのことをやるというような形で、十分次の計画に向けても検討、大変なことだとは思いますが、検討をやっぱりしていただきたいというふうに思っておりますので、これは要望として置いておきたいと思えます。

○辻委員長 ほかに。

議長。

○中川議長 先ほどの西谷委員の質問と重複しますが、配食サービスの提供、388ページの、これ、1人1食400円の負担ということでもいいんですか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 1人1食1回400円の負担。今400円のは、利用者の方の負担でございます。町の方は、それとは別に1食462円を町の方が負担しているということでございます。

○辻委員長 議長。

○中川議長 配食サービスの提供と書いてあるんだけどね、こんなんよその弁当屋言うたら350円のもの持ってきよりますやんか。何がサービスなんかがわかりません。400円も払わなんのに。よその給食屋でも安否確認、手渡ししよるまんがな。何でこんなんサービスになったのかな。よそより高い。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 そりゃどこでも買われたら350円、400円でありますけれども、栄養士

の関係からで、そういう一つの献立というのは決まりまして、その手続とかいろいろ関係から、町は462円を補助して、本人からは400円もらうということで、こういう形で決まるとるわけですから。そりゃ中川議長言われるようにね、そりゃどこでも買うたら350円でも400円でも、そこのかまどやとかそういうところでも400円で売っていますけれども、これはもう一つの配食サービス、栄養士を常駐し、そして委託にしても、本人から400円もらって、町から462円という補助を出すということでやっています。

○辻委員長 議長。

○中川議長 町長の答弁理解はしますねんけどね、お昼の弁当で862円ってどんな豪華な弁当かなと思って、今ちょっと想像つきませんが、理解しておきますわ。

○辻委員長 ほかに。

ほかにないですか。

ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって当委員会に付託されました議案の審査を終わります。

審査結果についての取りまとめのため、暫時休憩いたします。

(午前 11時30分 休憩)

(午前 11時40分 再開)

○辻委員長 再開いたします。

認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とする申し出がありますので、これにより討論を行います。

まず、本案を認定することに反対の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 それでは、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

三位一体の改革と言って、国民に大きな負担を強制しつつ、庶民の定率減税は全廃され、格差が広がるばかりという社会情勢の中、大企業の法人税を削り続けて、さらには、株でもうけた一部の金持ちへの減税も延長されるというような状況で、斑鳩町の決算について審査をさせていただきました。

まず、臨時職員の賃金では、前年度に人勧の結果、高卒の初任給が下がったというこ

とで引き下げが行われたのに、続けて本年10%のカットと勤勉手当の支給率を変えるというとんでもない予算が出されました。このとき、強く反対をさせていただいております。その後、2回にわたって、この関係要綱は改正されているものの、やはり2年続けて賃金を下げ、勤勉手当ももとどおりの率というものではありませんでした。ここに斑鳩町の臨時職員に対する姿勢が見えてしまった思いです。

また、正職員と同じように勤めて、これだけ条件が悪くなれば、庁舎内だけでも大きな格差が生み出されます。これに合わせて、町営自転車駐輪場の委託料も時間単価を引き下げられています。JR法隆寺駅の改築に伴って、20年度のうちに南口の駐輪場がなくなるにもかかわらず、単価を下げて障害をお持ちの皆さんの就労支援、生きがい対策にも影響を与えているということについては見逃せません。

また、指定管理者制度については、18年度に初めて導入されることでもあり、1年の契約にするように議会として議決をいたしました。2年目には、この1年目の議論や監査委員の意見を重く受けとめていないと思われるような形で、3年の契約期間での議案書が提出されました。私は、指定管理者制度については慎重に考え、また19年度では選挙もあり、改選の年でもあったので、期間については再度1年とし、新たに議会で引き続いて契約についての議決をするべきであるというふうに考えていましたが、賛成多数で議会が可決してしまったということは仕方なく、その後の状況を見ておりましたが、観光協会がまだ法人格とはなっていないということについては、納得できない思いがあります。

また、後期高齢者医療制度の導入のための準備が行われましたが、この制度そのものに問題があると考えています。これは、町に責任があるものではございませんが、決算で見ると、これまた国庫補助などの負担は少なく、町の負担が大きいのということについて、納得がいかないということをおし上げておきたいと思っております。

さらに、住民基本台帳ネットワークシステムについて、制度導入から多額の費用が費やされ、国から無理やりやれと言われ、国庫補助もきちんとつかずに、交付税算入をされ、一体幾らぐらい国が予算をくれているのかもわからないまま、進めていたことについては以前に批判をした経過がありますが、その後も利用が少ないまま、経費がかかっている事業です。国が言うてるからするということではなく、コストだけでははかれないところまでコストがどうのこうのというのなら、こんな問題こそ考えなければならぬと思っています。

また、税、医療、福祉など、さまざまな制度が改正され、その改正が行われるたびに必要となるパソコンのソフトのシステム改修には、嫌というほど多額の費用がかかっています。驚くばかりです。国、県がある程度の負担をしてくれないと、小さい市町村は、それだけでもつぶされてしまうのではないかと思うほどです。

また、教育図書の「なかま」という本についても、これは何度も繰り返し申し上げてきておりますが、他の副読本と同じように扱うのが当たり前で、特定の団体が発行するものを全額公費で支給をするという、特別扱いをされていることにこそ、それが本当の教育なのだろうかと違和感を覚えます。そして、人権問題については、同和問題の名称を変えただけの取り組みになっているように見受けられます。時代が変遷する中で、常に新たな人権問題のテーマがあります。広い視野と大きな心で取り組んでいただきたいと思います。

また、この間に総合学習に対して1校ずつに予算をつけてきた斑鳩町の教育は、子供たちにとってもお金にかえることができない大きな成果があったと思っています。文部科学省は何を考えているのか、ころころと制度を変えます。子供の教育は長い時間をかけて育てていくものです。途中でしょっちゅう変わるの、よくないと思っていますが、今後指導要領がどう変わろうと、総合学習で得たものをこれからもぜひ生かしていただきたいと思います。

最後に、斑鳩パークウェイをはじめ、都市計画道路など、町が進める事業については、住民合意を基本として行われますようお願いをいたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○辻委員長 次に、本案を認定することに賛成の方の意見を求めます。

小林委員。

○小林委員 私は認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申し上げさせていただきます。

決算の審査に当たっては、私は当該予算の執行によって、当初予期された行政目的が達成されたのか、また行政効果が挙げられているのか、そしてそれは最少の費用で執行されているのかなど、主な着眼点として審議に臨んでまいりました。

平成19年度一般会計歳入歳出決算は、審議の過程において、各委員から指摘等があったように、一部の取り組みについては、やや物足りなさも見受けられるところがありましたが、町長の提案説明並びに本特別委員会での施策成果の説明のとおり、今日の厳

しい社会経済情勢の中で住民の要請にこたえて、住民福祉の向上を図るため諸施策の推進に真剣に取り組まれ、一定の行政効果を上げられております。

行政に求められる町民ニーズは、少子高齢社会の進行による社会保障に関する施策はもとより、未来を担う子供たちの教育の充実、安全、安心の確保など、あらゆる分野で高まっております。そうしたことから、社会経済の動向に即した機能的で弾力的な町行政の運営に引き続き努力され、特にその基盤となる財政運営には、細心の注意が払われることを、また当委員会の中で審議されました内容が、今後の町政に反映されることを期待し、私の賛成意見とさせていただきます。委員皆様の御賛同をお願い申し上げます。

○辻委員長 本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○辻委員長 賛成多数であります。

よって、認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これにより討論を行います。

まず、本案を認定することに反対の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

19年度は、保険税が改定されており、少しでも赤字を解消するために、医療分12%、介護分20%の値上げをされましたが、ますます赤字がふえている状況です。累積する赤字は、国保の財政的な構造上の問題と、2000年から始まった介護保険の納付金によるところであり、20年度には、さらに後期高齢者医療制度で改定をしなければならず、2年続けての値上げとなることについては、反対をしておりましたが、これを断行されております。これについては、許せない思いを持っておりました。

また、以前より商工業者の民主団体から、不景気などで業績不振となったときなどの減免についての申し入れを受けておられるにもかかわらず、減免問題はずっと棚上げをされたままで、逆に滞納者をふやす結果となっているのではないかというふうに考えて

おります。

国保の所得割は、所得税や住民税にある一般的な控除がされず、基礎控除33万円のみ控除された後の金額が所得基準額となり、課税される対象金額も大きくなることから、他の市町村では、高齢者、母子家庭、障害者の方たちに対して減免を行ったり、失業、倒産、経営不振など、所得の激減にも対応している状況があります。既に支払い能力を超える課税がされた上、値上げが続くと滞納はふえるばかりではないでしょうか。収納率を上げるためにも、能力に応じた課税が必然となってくると考えます。昔は個人の商工業者や農業者のための保険であったものですが、今では高齢化に伴い、入る保険がなくなった方や、非正規雇用の若者、無職の方などの受け皿としてある保険という要素が大きくなってきており、しかも、制度開始のときより国庫負担が減らされてきているという状況では、どう考えても持ちこたえられないのが現状だと思います。

保険者である地方自治体として、国と闘って改善を勝ち取るのか、構造上の問題を抱えたまま、町民の能力を超える負担を強いて滞納をふやすという悪循環を繰り返すのか、町も苦しいけれど、低所得者の町民も大変な生活になっているということを認識していただきたいと思います。2年続いたの値上げになるので、19年度の改定は見合わせるべきといった私の意見は通らず、減免の要望も棚上げのまま値上げとなった今回の国民健康保険事業会計の決算については、認定することはできないというふうに考えております。

そして、つけ加えまして、現在、資格証の発行の件では、子供さんのいる家庭で保険証が取り上げられているという状況が多数全国で発生しているということから、現在厚労省では、やっとこの問題についての調査をするということになっております。今月15日に調査をし、今月末までに状況をつかむというようなことが行われております。今後も斑鳩町におかれましては、こういった問題についても、慎重にとり扱いをしていただけることをお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○辻委員長 次に、本件を認定することに賛成の方の意見を求めます。

宮崎委員。

○宮崎委員 それでは、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

平成19年度の国民健康保険事業の決算は、約6億4,500万円の収入不足であったことの報告をいただきました。本来、支払われるべき国庫負担金などが収入できなか

ったとはいうものの、前年度決算よりも1億円以上赤字を累積させたこととなり、依然として国保財政が極めて厳しい状況であることがわかります。高齢化が進む中、保険給付においては、前年度よりも医療諸費で約11%、高額医療費で約20%増加するなど、医療費の支払いの増により、保険給付がふえているわけですが、これは加入者の医療機関への受診動向によるものであるため、やむを得ない事情であると察することができます。その一方、この平成19年度は、国民健康保険税の税額をおよそ10年ぶりに改定することにより、8,000万円以上の増収を図るなど、保険財政建て直しのための処置を講じられてきたことのことです。

また、平成20年度予算で一般会計からの繰り入れによる支援処置を講じられることなど、国保財政の健全化に向け、一定の評価ができるものであると考えられます。本来、国民健康保険事業がその財政基盤が脆弱の中で、国民皆保険の役割を果たさなければならないことを考えますと、このたびの決算の認定については、やむを得ないと考えるものであります。

しかしながら、過年度分の滞納額はふえている状況にあることから、引き続き一層の税收の確保、特定検診の実施による健康対策を進めていただき、国民健康保険の安定した運営を進められるよう要望いたしまして、本特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する意見とさせていただきます。委員皆様の御賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○辻委員長 本件については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○辻委員長 賛成多数であります。

よって、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本件については、当委員会として、認定すべきものと決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛否の討論を必要とする申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本件を認定することに反対の方の意見を求めます。

西谷委員。

○西谷委員 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

公共下水道工事の相変わらずの高い落札率と指名競争入札、あるいは、排水設備工事の町認定業者制度、そして、工事コストが上がるにもかかわらず、大阪ガスの配管を認めている等、地元業者育成との名目のもとで行われる公共下水道事業の実態は、住民の視点とは大きくかけ離れております。工事の落札率の高さは下水道事業を圧迫し、いずれ下水道使用料にはね返るという結果となります。そして、現在の町の公共下水道事業に対する不信感が、町が公共ますを設置しても住民が接続しないという構造にあらわれているのです。町が幾ら下水道工事を進めても、住民が接続しなければ下水道の目的である河川の水質浄化はできません。よって、多くの住民の皆さんに理解されていない平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に反対いたします。

○辻委員長 次に、本案を認定することに賛成の方の意見を求めます。

里川委員。

○里川委員 認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

供用開始前には、議会でも相当な議論をして、条例を可決した経過があります。斑鳩町の住環境を大きく改善するために、また日本で最も汚れた川などと言われてきた大和川の水質改善や、昔の清流が失われてきた竜田川の美しさを取り戻すためにも、この事業は今後も引き続いてやってもらわなければなりません。

この事業で特に気をつけなければならないのは、住民への説明責任を果たすこと、国庫補助をきちんと確保できる設計施工に努めること、接続の際の工事には、高齢者の世帯などで最近多発しているサギ紛いの業者などにだまされることのないように、また工事の後、町が責任を持って管理指導できること、計画区域は効率的に必要性の高いところからなど、議会でも常にこれまでチェックをしながら、事業が進んできているところですが、町におかれてもこれらに留意をしながら、事業促進に努めてきているというふうに認めることができます。

また、一般家庭の浄化槽も雨水貯留するリサイクルの補助金も要求どおり全国平均よりもかなり高い金額の決定もされ、一環したリサイクルの姿勢も伺われるところでございます。

さらに、今後の問題としては、社会情勢が大きく変動し、町民の負担感は大変大きくなっている中で、生活保護受給家庭やそれに準ずる家庭、また低所得者の家庭においての接続促進のための減免などは課題となってきます。長い期間に大きな投資を続けなければならない事業であることから、安定的に継続して行うために、国庫補助の確保と接続件数を伸ばす努力、また最近では、低入札価格となったりしたこともございますが、ノウハウを持つより多くの企業による競争入札にさらに努めていかれることをお願いをいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

○辻委員長 本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○辻委員長 賛成多数であります。

よって、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

については、当委員会として、認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、当委員会の審査の結果報告については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らってまいります。

それでは、閉会に当たり、町長のあいさつをお受けいたします。

○小城町長 委員の皆様には、9月の本会議から付託を受けましたこの決算審査の関係等につきまして、9月8日、9日、10日、本日の3日間、本当に真剣に、真摯に質問等持たれまして、いろいろと町側に対する御意見等、いろいろと勉強させていただきました。

その中で、今認定第2号から認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号につきまして、真剣な中で、御認定賜ったこと、深く感謝を申し上げたいと思います。今後この関係等について意見等出ましたが、21年度の予算に反映すべく、努力をしてみたいと考えております。本当に委員皆様の真摯によって3日間にわたる委員会等につきましても、本当にありがとうございました。心から御礼を申し上げまして、あいさついたします。ありがとうございました。

○辻委員長 皆さんには、私、ふなれな委員長でございましたけれども、8日から3日間にわたりまして、熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

これをもって審査特別委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後 0時08分 閉会)